

飲料用自動販売機の設置場所の貸付けについて、一般競争入札を執行しますので、秦野市契約規則（昭和39年秦野市規則第23号）第8条の規定により公告します。

令和7年2月12日

秦野市副市長 石原 学

1 貸付物件

(1) 弘法山公園

所在及び 設置場所	秦野市曾屋5890-1 弘法山公園馬場道公衆トイレ横（屋外）
設置機種	災害救援ベンダー
設置台数	1台
貸付面積	1.2㎡
備考	「おいしい秦野の水～丹沢の雫～」を販売品目に入れること。

(2) 震生湖公園

所在及び 設置場所	秦野市今泉1814 震生湖公園公衆トイレ前（屋外）
設置機種	災害救援ベンダー
設置台数	1台
貸付面積	1.2㎡
備考	「おいしい秦野の水～丹沢の雫～」を販売品目に入れること。

※貸付面積は概算です。転倒防止器具、放熱スペース及び容器回収箱の設置に必要な面積とします。

※施設の概要及び詳細な貸付場所については、別紙「物件個別明細書」及び「貸付場所位置図」を参照してください。

※場所を確認する場合は、施設管理者に連絡した後にお願いします。

2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務において、法令等を遵守し、自ら管理し、及び運営する3年以上の実績を有していること。
- (4) 個人の場合は秦野市に住所を有し、法人の場合は神奈川県内に本店（主たる事務所）、支店又は営業所を有していること。
- (5) 国税、都道府県民税及び秦野市税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属している者でないこと。
- (8) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条に違反した者でないこと。

3 貸付条件等

(1) 貸付期間

令和7年4月25日から令和10年4月24日までの3年間とし、契約更新は行いません。

(2) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上金額（「おいしい秦野の水」の売上を除く。）に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）とします。

本市が設定する最低貸付料率以上で、最高の割合の貸付料率を入札した者を設置事業者と決定します。

(3) 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を四半期ごとに取りまとめ、各期最終月の翌月15日までに報告書を本市に提出することとし、本市が各期最終月の翌月の月末までに発行する納入通知書により、四半期ごとの貸付料を支払うものとしします。

(4) 費用負担区分

ア 自動販売機等の設置経費

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は、全て設置業者の負担としします。

イ 電気料

設置業者は、電力使用量計測用子メーターを自らの負担で設置し、貸付料とは別に、本市が算定した電気料について、本市が指定する期日までに納入すること。(算定式：月額電気使用料＝個別メーターの月間消費電力量÷施設全体の月間消費電力量×施設全体の月額電気使用料)

(5) 違約金の算定方法

設置業者の責めに帰すべき理由により、貸付期間中の契約履行ができなくなったときは、本市が算定した違約金について、本市が指定する期日までに納入すること。(算定式：違約金＝現年度月平均売上金額×貸付時落札料率×契約不履行月数×0.1)

ただし、契約履行開始から1か月に満たない期間に契約履行ができなくなった場合には、設置場所の令和2年観光入込客数を基に推定される月平均売上金額から算定を行う。(算定式：推定される月平均売上金額×落札時貸付料率×36月×0.1)

4 入札案内書、申請用紙等の配布

(1) 配布期間

令和7年2月12日(水)から同年3月5日(水)まで
(土日祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所教育庁舎 1階
環境産業部観光振興課

なお、入札案内書等は秦野市Webサイト上でダウンロードすることができます。

5 入札参加申請

入札参加希望者は、「弘法山公園及び震生湖公園内自動販売機設置場所の貸付け入札案内書」を必ず確認のうえ、入札参加申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加申込を行ってください。

(1) 受付期間

令和7年2月25日（火）から同年3月5日（水）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所教育庁舎 1階
環境産業部観光振興課

(3) 提出書類 1部

6 入札参加資格の確認等

入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書をファックス又は郵送等により通知します。

なお、審査の結果について不服がある場合は、申し立てることができます。

7 入札案内書等に対する質問

(1) 質問期間

令和7年3月6日（木）から同年3月10日（月）まで

(2) 質問提出方法

質問書（第4号様式）を4(2)に記載の場所に持参又は郵送、ファックス若しくは電子メールで送付するものとします。

(3) 質問者への回答

質問者に対し、電子メールにて回答します。

なお、必要に応じてその他の入札参加希望者に対しても、質問回答内容を電子メールにてお知らせすることとします。

8 開札の日時及び場所

(1) 開札及び開札日時

令和7年3月19日（水）午前11時から

(2) 開札場所

秦野市役所西庁舎 3階 大会議室

9 入札の方法及び落札者の決定方法

(1) 入札の方法

ア 入札書には、貸付料率をパーセント（小数点第2位まで）で記載してください。

なお、入札貸付料率は売上見込額に対する希望借受額（消費税相当額は含みません。）の割合です。

イ 入札書は封筒に入れて提出してください。

ウ 代理人による入札の場合は委任状を提出し、委任を受けた方の名前で入札してください。

(2) 入札の無効

本広告に示した入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(3) 落札者の決定方法

ア 物件ごとに最低貸付料率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札となるべき同じ割合の貸付料率の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

ウ 最低貸付料率以上の割合の入札がない場合は、希望者により、直ちに、再度の入札を行います。

エ 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

1 0 入札保証金

免除します。

1 1 入札結果の公表

入札結果は、次の事項について公表するものとします（個人名及び個人の住所については除きます。）。

- (1) 落札者名
- (2) 落札料率
- (3) 入札参加者数

1 2 契約保証金

免除します。

1 3 貸付契約の締結

落札者は、落札決定の日から起算して10日以内（最終の日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その直後の平日まで）に契約を締結することとします。

1 4 その他

- (1) 資格確認資料のヒアリングは、実施しません。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求め、又は実態調査を行うことがあります。
- (2) 提出された資格確認資料は、返却しません。
- (3) 提出された資格確認資料は公表し、又は無断で他の目的に使用することはしません。
- (4) 入札参加者は契約書案を熟読し、入札の心得を遵守してください。
- (5) 入札を公正に執行することが困難と認めるときその他やむを得ない事情がある時は、入札を延期し、又は中止することがあります。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできません。
- (6) 本書に記載のない事項については、「弘法山公園及び震生湖公園内自動販売機設置場所の貸付け入札案内書」によります。

15 入札に関する問合せ

秦野市役所 環境産業部 観光振興課 観光施設担当

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話番号 0463-82-9648

FAX 0463-86-6563

電子メール kankou@city.hadano.kanagawa.jp